

# 福岡県公報

令和6年9月17日  
第531号

## 目次

### 告示(第567号-第575号)

- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3

## 告示

### 福岡県告示第567号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊前市大字篠瀬137の28、137の31

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第568号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
久留米市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、久留米市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第569号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
北九州市門司区（別の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第570号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
北九州市門司区（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第571号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する

令和6年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------

久留米	県 道	田主丸 黒 木 線	前	久留米市田主丸町豊城1780番1先から 久留米市田主丸町益生田1210番2先まで	7.2 ～ 16.0	581.0
			後	久留米市田主丸町豊城1780番1先から 久留米市田主丸町益生田1210番2先まで	7.2 ～ 16.0	
			後	久留米市田主丸町豊城1780番1先から 久留米市田主丸町益生田1210番2先まで	11.0 ～ 28.4	

**福岡県告示第572号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	南良津 宮 田 線	前	宮若市宮田29番1先から 宮若市宮田59番7先まで	5.8 ～ 7.9	80.9
			後	宮若市宮田29番1先から 宮若市宮田59番7先まで	7.9 ～ 8.7	

**福岡県告示第573号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年9月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

令和6年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	南良津 宮 田 線	宮若市宮田29番1先から 宮若市宮田59番7先まで

**福岡県告示第574号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	夏 直 吉 方 線	前	田川市大字夏吉1899番5先から 田川市大字夏吉2849番2先まで	10.5 ～ 12.1	260.5
			後	田川市大字夏吉1899番5先から 田川市大字夏吉2849番2先まで	10.5 ～ 14.7	

**福岡県告示第575号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年9月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	夏 吉 直 方 線	田川市大字夏吉1899番5先から 田川市大字夏吉2849番2先まで